

知内町地域経済循環事業（地域製品活用推進事業）補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 知内町地域経済循環事業（地域製品活用推進事業）の交付については、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

（目 的）

第2条 地域内の製品を町民に周知するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の冷え込みを活性化することを目的とする。

（定 義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）住宅等…専用住宅及び併用住宅並びに住宅とは別棟の付帯施設等（店舗・事務所・車庫・物置倉庫等）をいう。
- （2）地域製品…町内で加工または製品化された建設及び建築工事に使用される資材のことをいう。
- （3）町内業者等…町内に本社を置く法人及び個人事業者。
- （4）建設工事等…新築及び増改築又は舗装工事に係る工事のことをいう。

（補助の対象）

第4条 補助金は、地域製品を活用して自らが居住する住宅等に住所を有する者が使用又は管理する土地について建設工事等を行う者（以下「補助対象者」という。）に対し、当該建設工事等に要する経費の一部について交付するものとし、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- （1）町内に住民登録がされている又は、速やかに町内に住民登録することが見込まれること。
- （2）補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者全員が町税及び使用料等の収納事務に係る滞納がないこと。
- （3）建設工事等は、町内業者等が施工するものであること。
- （4）地域製品の活用の状況や使用量等について町の広報及び町のホームページ等への掲載に同意をすること。
- （5）令和3年4月1日以降に着手し、令和4年2月28日までに事業完了する建設工事等であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、建設工事等を使用した地域製品の体積及び面積に対し、別表1に定める交付条件を満たしたものに補助金算出単価を乗じて算出した額とし、その上限は別表1に定める補助上限額とする。

なお、町が行う他の補助制度と同時に申請はできないものとする。

この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一住宅等について1回限りとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事契約の15日前までに補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び居住者の住民票
- (2) 町税等納付状況等確認同意書(別記様式第2号)
- (3) 建物全体及び地域製品使用箇所、使用量を明らかにした図面(付近見取図、平面図、立面図、各伏図等)
- (4) 補助金の算出が明確になる書類
- (5) その他、町長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書(別記様式3号)により申請者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、交付決定内容の変更を行う場合は、あらかじめ補助金交付変更申請書(別記様式4号)を町長に提出し、補助金交付変更決定通知書(別記様式5号)により承認を受けなければならない。ただし、当該変更に伴う補助金の額が、変更前の交付決定額の2割を超えない増減に該当するときは、この限りではない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、虚偽、その他不正の手段により、補助金を受けた者があるときは、補助金を受けた者に対し、補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(実績報告書)

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書(別記様式6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅等の完成を証する書面(工事引渡(受渡)書の写し等)
- (2) 施工前、施工後の写真(建物全体及び施工箇所)
- (3) 入居者全員分の住民票(住所変更後)※新築住宅の場合のみ
- (4) 補助金額が明確になる書類(納品書、領収書等)
- (5) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定等)

第11条 町長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式7号）により通知するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。